

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



特集

消費税率引き上げ

- 1 増収分の使いみち
- 2 引き上げに伴う対応
- 3 便乗詐欺にご注意！

米の鮮度 港区消費者問題推進員レポート

港区立消費者センター

相談の方は相談専用電話

TEL 03-3456-6827

代表電話 TEL 03-3456-4159

相談日時 ※日曜・祝日、年末年始を除く

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) 午前9時30分～午後4時まで



港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら



令和元(2019)年10月から消費税率は 10%になりました

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合わせたものです。令和元(2019)年10月1日から消費税・地方消費税の税率が10%になりました。(10%のうち、2.2%は地方消費税です)。消費税率引上げによる増収分は、子ども・子育て、医療・介護、年金など、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

1 増収分の使いみち

待機児童の解消

待機児童の解消に向け、保育の受け皿が整備されます。

介護職員の 処遇改善

経験・技能のある介護職員の処遇改善が重点的に進められます。



幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料について3歳~5歳児クラスが無料になります。
(住民税非課税世帯は0歳~2歳児クラスも対象)



高等教育の無償化

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象に大学、短大、高等専門学校(4・5年生)、専門学校での学びへの支援が拡充されます。

所得の低い高齢者の 介護保険料軽減

住民税非課税世帯を対象に65歳以上の方の介護保険料が軽減されます。

年金生活者支援給付金の支給

所得が一定以下の年金受給者へ給付金が支給されます。



2 引き上げに伴う対応

消費税率引き上げに伴う対応として様々な制度や事業がありますが、条件や期限等もあるのでよく理解することが大切です。詳しくは各問い合わせ先にご確認ください。

1 軽減税率制度

日々の生活における負担を減らすため下記の対象品目に係る税率は8%に据え置かれます。その他の品目は10%(標準税率)です。

【軽減税率の対象品目】

■飲食料品(お酒・外食を除く) ■新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)

軽減税率の対象品目

飲食料品(お酒・外食を除く)



新聞

定期購読契約された週2回以上発行されるもの



その他の品目は

10%
(標準税率)



飲食料品の範囲について

軽減税率対象

標準税率対象

テイクアウト・
宅配等



お酒

(酒税法に規定する酒類)



外食

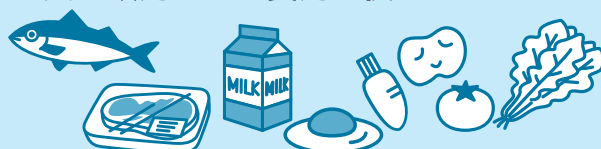


- ① 飲食設備（テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備）のある場所において
- ② 顧客に飲食させるサービス

飲食料品（食品表示法に規定する食品）

II

人の飲用または食用に供されるもの



ケータリング・
出張料理等



顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

有料老人ホーム
での飲食料品の
提供・学校給食等

一体資産※



※「一体資産」とは、「紅茶とティーカップのセット商品」のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）。

医薬品
医薬部外品等

※「政府広報オンライン」から転載

〈軽減税率制度に関するお問い合わせ先〉

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【電話番号】 フリーダイヤル 0120-205-553

（ナビダイヤル 0570-030-456（通話料がかかります。）もご利用いただけます。）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く※）※令和元年11月・12月は土日祝日も受け付けています。

※出典：国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>）



2 キャッシュレス決済に対するポイント還元制度

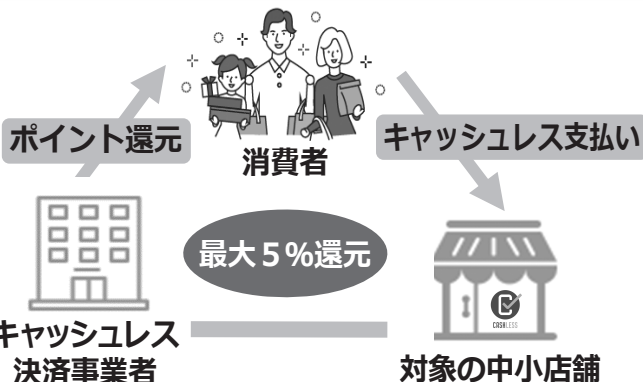
令和元（2019）年10月から令和2（2020）年6月までの間、対象店舗でクレジットカード・デビットカード・電子マネー・スマートフォン等を使って代金を支払うと、ポイント還元が受けられます。

キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）とは…

●2019年10月1日から2020年6月末まで、対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済でお支払いをすると、最大で5%のポイント還元を受けられる事業です。

消費者へのポイント還元の流れ

対象となる店舗



このマークのお店が目印

主な対象キャッシュレス決済手段

クレジット
カード



デビット
カード



電子マネー
(プリペイド)



QRコード



※決済事業者と店舗が契約
店舗は決済事業者に決済手数料、決済情報を提供
※国は、キャッシュレス端末代、決済手数料を補助、還元原資を支援

※出典：キャッシュレス・消費者還元事業（https://cashless.go.jp/assets/doc/consumer_introduction.pdf）

〈キャッシュレス決済に対するポイント還元制度に関するお問い合わせ先〉

ポイント還元窓口 消費者向け

【電話番号】フリーダイヤル 0120-010-975

【受付時間】 10:00~18:00(平日のみ)

※出典：キャッシュレス・消費者還元事業 (https://cashless.go.jp/assets/doc/consumer_introduction.pdf)



3 その他の対応

【プレミアム付商品券事業】住民税非課税者や3歳未満の子育て世帯の負担緩和と消費下支えのためプレミアム付商品券が発行・販売されます。

〈プレミアム付商品券事業に関するお問い合わせ先〉

内閣府プレミアム付商品券専用ダイヤル

【専用ダイヤル】 0570-02-2036

【IP 電話からおかけの場合】 050-3538-4557

【受付時間】 9:00~18:00(平日のみ) ※通話料がかかります。

※出典：内閣府プレミアム付商品券ホームページ (<https://www.02premium.go.jp/>)



自動車の購入の支援

自家用自動車を購入される方に、様々な支援が行われます。

住宅の購入等の支援

消費税率10%が適用される住宅の購入やリフォーム等をされる方に、様々な支援が行われます。



マイナンバーカードを活用した消費活性化策

民間キャッシュレス決済手段に、一定額の前払いなどをされた方に、「マイナポイント」が付与されます。



※「政府広報オンライン」から転載

商店街の活性化

インバウンドや観光等によって地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、商店街を活性化するため、さまざまな取組が進められます。

防災・減災、国土強靱化

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間で、重要インフラの機能維持などの対策が集中的に実施されます。

3 便乗詐欺にご注意！

実在する公的機関と思わせる団体等を名乗り、「消費税増税に伴い、社会保険料の一部が戻りますので、口座番号を教えてください」等と電話で、言葉巧みに近づく詐欺手口に注意が必要です。行政や金融機関等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、少しでも不安な場合は消費者センターにご相談ください。

〈消費税についてのご相談は〉

総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）

【電話番号】フリーダイヤル 0120-200-040 ※IP電話を含む固定電話からおかけの場合。

ナビダイヤル 0570-200-123 ※通話料金がかかります。

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

※当面、土日祝日も受け付けています。

出典：内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>)

※受付日時は、変更される場合があります。ホームページ等でご確認ください。





米の鮮度

～pH判定法※で調べてみました～

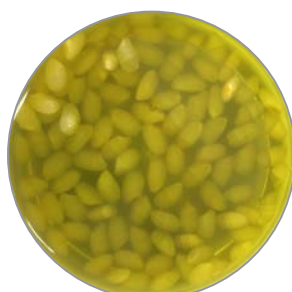
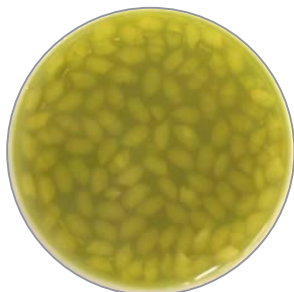
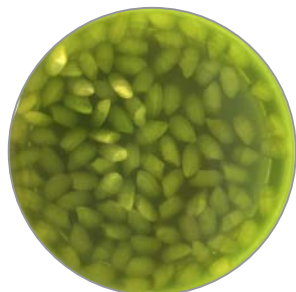
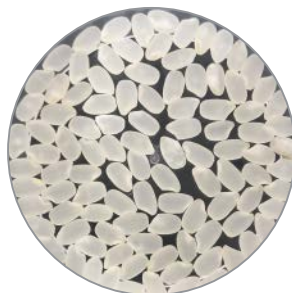
商品テスト指導員発みな得!情報

新 米

冷蔵1年保存

夏の室内2か月保存

1年半室内保存(古米)



鮮度良好

鮮度が落ちた

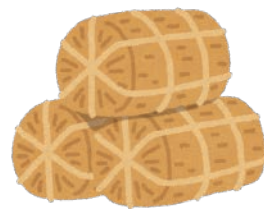
鮮度が落ちた

かなり鮮度が落ちた

※ 米の脂質が酸化して変わることを利用して鮮度を簡易判定する方法です。鮮度が良い米は緑色で、鮮度が落ちるにつれ黄色を帯びていき、最終的にオレンジ色になります。なお、本試験の結果はあくまで一例で、諸条件によって変わる可能性があります。

お米を室内で保管する場合の日持ちの目安は、概ね冬2か月、春秋1か月、夏2週間程度です。特に高温多湿の夏場は劣化が進みやすく、虫が発生する場合もあるので、食べきれそうもないときは密閉して冷蔵庫(野菜室)などで保存するとよいでしょう。写真の判定結果からも冷蔵保存の場合は劣化が抑えられていることがわかります。

玄米や精米は、「生鮮食品」に属するので、賞味期限は表示されていません。また、外袋には小さな穴が開いており、未開封だからといって鮮度が保たれるわけではないので注意しましょう。購入の際は米袋の表示、精米年月日を確認しましょう。なお、脱酸素剤等を封入した真空タイプの商品の場合は、外袋に穴は開いておらず、賞味期限表示があるものもあります。



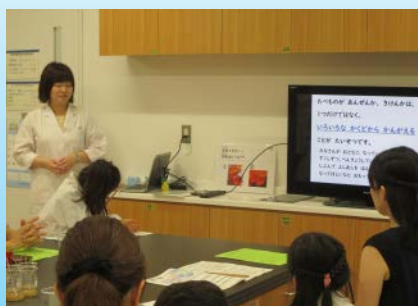
お米の一人当たり年間消費量は、昭和37年度をピークに毎年減り続け、ピーク時の半分まで減少しています。日本人の主食であり、昔ながらの里山や田園風景、日本文化の一翼を担ってきた米食について、秋の味覚を楽しみながら考えてみましょう。

開催報告

7月20日(土)

夏休み子ども消費者教室「みなとキッズラボ 添加物と微生物の実験教室」を消費者センター実習室で開催！
新たに24名のキッズラボ隊員が誕生しました。

みなと保健所衛生試験所との共同事業として今年3年目を迎え、実験をとおして添加物や微生物について楽しく学べる教室は今回も大盛況でした。



添加物・微生物についての説明



添加物を使った人エイクラ



つかめる水作り

消費者センター 開催講座のご案内

日程	講座名	場所・講師
令和元(2019)年 12月 4日(水) 午後1時30分 ～3時30分	一日消費者教室 スマホを安全に使う！～ネット社会の歩き方～	消費者センター 講師：全国消費生活相談員協会 消費生活相談員 石田 幸枝 氏
令和2(2020)年 2月29日(土) 午後1時30分 ～3時30分	一日消費者教室 「相続と税金」～相続法改正に伴う注意点と 消費者トラブル回避のコツ～	消費者センター 講師：一般社団法人東京都相続相談センター 理事 佐藤 雄樹 氏

※各講座の詳細につきましては、「広報みなと」または「港区ホームページ」をご覧ください。

【港区消費者問題推進員レポート】 子ども消費者教室 カワイイ★マイバッグを作ろう！

私たち港区消費者問題推進員は、メンバー全員港区民で消費者問題について日々勉強し、啓蒙活動を港区内で行っています。どのような活動をしているかその一端をご紹介します。

令和元(2019)年8月21日、私たち推進員4名は消費者センターの方々と一緒に港区立芝浦小学校の「夏講座」へ子ども消費者教室「カワイイ★マイバッグを作ろう！」を実施するために出かけました。



これは、「MINATO MONTHLY」を使って、マイバッグを作り、エシカル消費についても学ぶという教室です。参加した生徒は2年生から5年生まで27名で、バッグをつくることから多くが女子でした。講師が作り方を説明しますが、まず、東京タワー、桜、港区立郷土歴史館の載っている3種類の「MINATO MONTHLY」から1枚を選びます。そしてその1枚を折ったりノリで貼ったりしながらマイバッグを完成させていきます。生徒は5つのグループに分かれ、それぞれのグループに推進員や消費者センターの職員が入りました。

ちょっと難しい作成工程もあったので、講師だけで説明しきれない部分をサポートし、なんとか予定時間通りにマイバッグを完成させました。マイバッグ完成の後は、エシカル消費ということでフェアトレードマークや寄附金つき食品の勉強もしました。子供たちが一生懸命ものを作り上げる姿を間近にみて、私たちも多くの学びを得た充実した一日でした。

(港区消費者問題推進員 菅野真美)